

○令和7年は、東・西日本では記録的に早い梅雨明けとなり、東北日本海側と北陸地方の7月の降水量は、平年と比べてそれぞれ13%、8%で、統計を開始した1946年以降の7月として最も少ない記録となった(図-1)。

○令和7年夏渇水では、27水系35河川で渇水調整協議会等の開催、取水制限等の渇水体制がとられた(図-2)。

○国土交通省は7月30日に、平成29年以来8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」を設置した(10月5日解散)。

国土交通省渇水対策本部(7月30日～10月5日)、東北地方整備局(7月25日～9月17日)、北陸地方整備局(8月1日～9月11日)、近畿地方整備局(8月7日～9月11日)、四国地方整備局(9月3日～9月5日)、九州地方整備局(8月7日～8月26日)、中国地方整備局(7月14日～8月12日)

図-1 2025年7月の降水量平年比(%)の分布

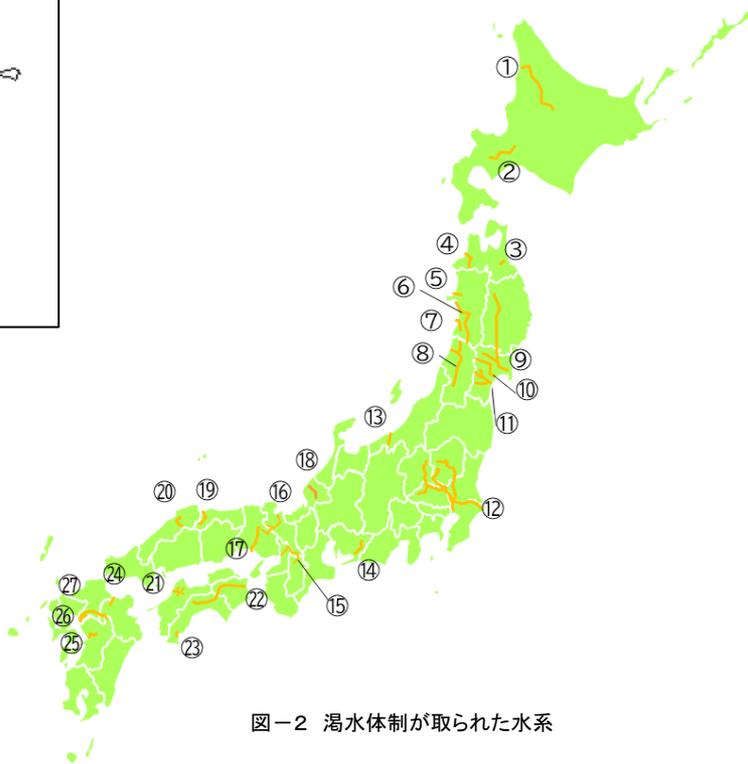
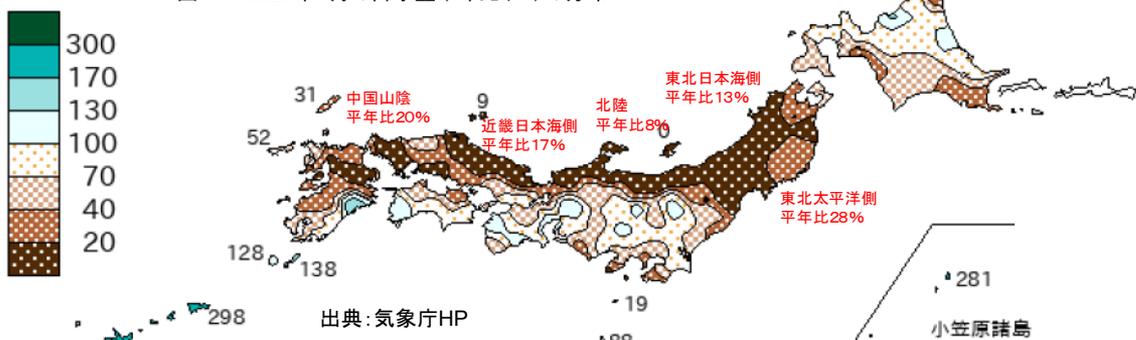


図-2 渇水体制が取られた水系

地方	No.	水系・河川名
北海道	①	天塩川水系天塩川
	②	石狩川水系漁川
東北	③	馬淵川水系馬淵川
	④	岩木川水系岩木川
	⑤	米代川水系米代川
	⑥	雄物川水系雄物川
	⑦	子吉川水系子吉川
	⑧	最上川水系最上川・鮭川
	⑨	北上川水系北上川・江合川
	⑩	鳴瀬川水系鳴瀬川・吉田川
	⑪	名取川水系広瀬川
	関東	⑫
北陸	⑬	関川水系正善寺川
中部	⑭	豊川水系豊川

地方	No.	水系・河川名(所在地)
近畿	⑮	淀川水系宇陀川・名張川・青蓮寺川
	⑯	由良川水系滝の尻川・大谷川
	⑰	加古川水系志染川・東条川
	⑱	九頭竜川水系日野川・榎谷川
中国	⑲	日野川水系日野川
四国	⑳	斐伊川水系斐伊川
	㉑	重信川水系石手川
	㉒	吉野川水系吉野川
九州	㉓	渡川水系後川
	㉔	山国川水系山国川
	㉕	菊池川水系菊池川
	㉖	矢部川水系矢部川
	㉗	筑後川水系筑後川

※着色は取水制限等を実施した水系

○令和7年夏渇水は、特に稲穂が出る出穂期と重なったため、農林水産省と連携し、かんがい用水の確保支援を実施。

「国土交通省渇水対策本部」、「農林水産省渇水・高温対策本部」ともに7月30日設置、10月5日解散。

国土交通省の取組

- **災害対策用機械等**（排水ポンプ車、散水車等）を活用できるように、地方公共団体の利用ニーズを確認し、**積極的に支援**
- **水利使用許可制度**について、当面の間、異常渇水時において、河川管理者は**水利使用者間の調整の円滑化**に努め、水利使用者等の要望も踏まえ、**可能な限り迅速かつ柔軟に対応**



農林水産省の取組

- ヒト・モノ・カネの**3点セットの緊急対策をプッシュ型**で実施

【ヒト】MAFF-SAT（災害緊急派遣チーム）の派遣

【モノ】給水車等の活用（国土交通省と連携）

【カネ】ポンプ、番水等の諸経費補助（50%）



事務連絡
令和7年8月1日

北海道開発局長
各地方整備局長
沖縄総合事務局長

殿

国土交通省渇水対策本部事務局長

「国土交通省渇水対策本部」設置に伴う渇水対策について

今般の渇水状況を鑑み本年7月30日に国土交通省渇水対策本部を設置し、「水利使用者間の渇水調整の実施」「渇水に関する情報の共有と発信」「今後の対応への準備」について大臣指示がなされている。特に、今回は稲穂が出る時期でもあり、農林水産省とも連携し、現地対応を図ることとされているところであり、渇水による被害を最小限とするための対応を実施された。

また、貴管下の都道府県及び政令市に対して参考送付された。

1. かんがい用水の確保について、地方自治体等と十分に連携を図り、地方自治体のみでは十分な対応ができない場合には、国土交通省が所有する災害対策用機械等（排水ポンプ車、散水車等）の活用について、地方自治体利用ニーズを確認しその要請に応じるなど、積極的に支援されたい。
2. 水利使用許可制度について、当面の間、異常渇水時において、河川管理者は水利使用者間の調整の円滑化に努め、水利使用者等の要望も踏まえ、可能な限り迅速かつ柔軟に対応するなど、適切に運用されたい。

高田河川国道事務所
北陸地方整備局
関川・堀川渇水対策支部
令和7年8月20日

工業用水水利権を活用した渇水対策を行います。

～ 渇水の緊急対策として工業用水を中山間農地に補給します～

本年7月に新潟県下で発生した小・雨・渇水状態は、中山間地における水稲などの農作物にも深刻な影響が懸念されていました。

こうした状況のなかで、高田河川国道事務所では、渇水の緊急対策として関川から取水する「上越工業用水」を活用して用水不足の中山間地などの農地に用水を補給することについて、利害者である新潟県と地元自治体である上越市と連携しながら、関川・堀川渇水対策支部（※）として関係河川使用者である関川水系漁業協同組合及び関川水系に係る渇水情報連絡会（※2）の17機関に諮り、ともに了解が得られたことから、渇水時の緊急対策として工業用水の一部を農業用として使用することといたしました。

●この緊急対策は8月13日上越市から発表され、同日から給水受付が始まっています。

※1「北陸地方整備局 関川・堀川渇水対策支部」
本年7月の小・雨・渇水状況に対応するため令和7年8月4日（月）12:00に高田河川国道事務所内に設置された組織。

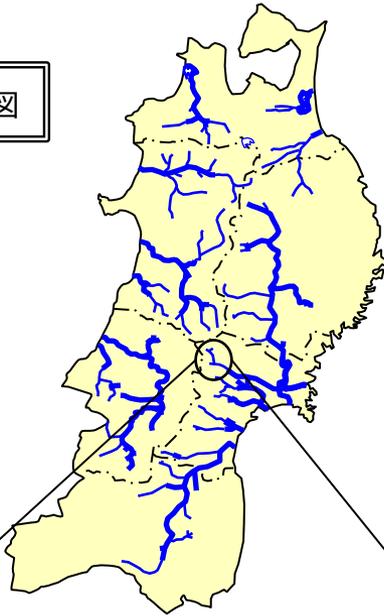
※2「関川・堀川渇水情報連絡会」
関川・堀川の渇水時における関係利害者等の円滑な水利利用の情報連絡、合理的な水利利用の推進を目的に昭和53年に組織された組織。現在の参加機関は全28機関で構成。
本年7月の小・雨・渇水状況に利しては、7月31日（木）に幹事会を開催。

水利使用者間の調整による
かんがい用水の補給事例
（新潟県上越市）



散水車によるかんがい用水の給水
（吉井川水系 岡山県備前市）

位置図



～鳴子ダムと岩堂沢ダムの連携～

「鳴子ダム」の最低水位以下に貯留された流水からの補給(異常
渇水補給)と、臨時的な水利使用許可をした「岩堂沢ダム(宮城
県管理、農業用ダム)」からの放流により、大崎耕土に出穂期の
かんがい用水を継続補給を実施。

鳴子ダム

・異常渇水補給によるかんがい用水の補給を継続

岩堂沢ダム

・水利使用者(農林水産省)は、現行水利権における
取水量(注水量)及び年間総取水量を増量し放流を実施

東北地方整備局は、国営大崎地区かんがい用水の渇水に
おける緊急的な対応として、水利使用者(農林水産省)から
の水利権の変更申請に対して「迅速かつ柔軟」に許可

①鳴子ダム(宮城県大崎市)



②岩堂沢ダム(宮城県大崎市)

出典：地理院地図に
ダムを追記して掲載

①鳴子ダムの異常渇水補給状況 (R7.8.8)



②岩堂沢ダムの放流状況 (R7.8.7)



国土交通省による渇水への対応

○ 今回の渇水では、特に用水を必要とする出穂期しゅつすいきと重なっているため、この出穂期を乗り切るために、農林水産省と連携し、以下の方針で対応。

① 水利使用者間の調整、ダムの最低水位以下の貯留水(底水)活用

② TEC-FORCE等による災害対策用機械等(排水ポンプ車、散水車等)を活用したかんがい用水の給水

(②の詳細)新潟県村上市むらかみ、北蒲原郡聖籠町せいりゅうまちからの、農地かんがい用水確保の支援要請を受け、

- 羽越河川国道事務所所有の【排水ポンプ車】等を活用し、荒川から農業用水路等に供給 等
- 新潟国道事務所所有の【排水管清掃車】を活用し、井戸から取水した水を田んぼに直接供給 等

○ 本支援は、改正災害対策基本法(R7.6公布)を踏まえた連携の枠組「TEC-FORCEパートナー※」として活動する企業と協働

※地方整備局等と災害協定等を締結している法人又は団体

①ダムの底水活用(鳴子ダム(宮城県大崎市)、御所ダム(岩手県盛岡市))

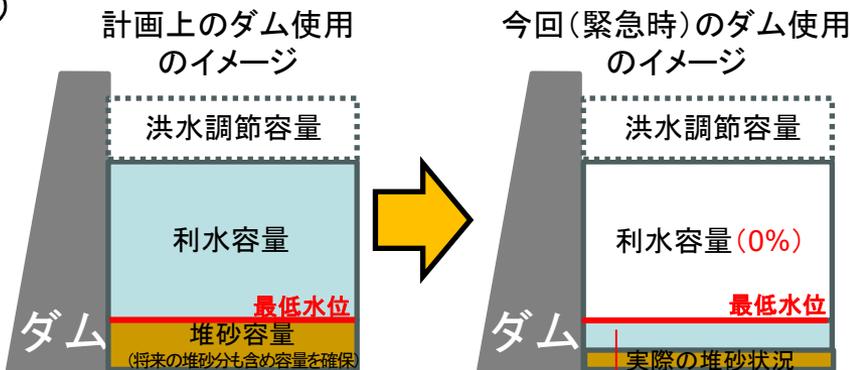
貯水率が0%となっても最低水位以下の水を放流(7/29から8/29)



鳴子ダム貯水池(EL.230.84m)



鳴子ダム底水放流状況(7/29撮影)



ここに貯留された水を放流中

②TEC-FORCE等による排水ポンプ車等を活用した農業用水路や田んぼへの給水(新潟県)



村上市

河川水のくみ上げ状況(排水ポンプ車)



村上市

農業用水路への給水状況



せいりゅうまち 聖籠町

田んぼへの給水状況(排水管清掃車)